



# ビッグデータの 不正競争防止法による保護

須川賢洋 | 新潟大学

ビッグデータの活用が広がる中、法的保護は不十分だった。しかし2019年7月から「ビッグデータ」に法的な保護が与えられる。正確には、ビッグデータと呼ばれるものの一部が、不正競争防止法（以下、不競法）によって「限定提供データ」として保護される。法律を管轄する経済産業省によれば、たとえば以下が法的保護の対象となる<sup>☆1</sup>。

- 自動走行車両向けに提供する3次元地図データ
- POSシステムで収集した商品ごとの売上データ
- 化学物質等の素材の技術情報を要約したデータ
- 船主、オペレータ、造船所、機器メーカー等の関連企業がそれぞれ収集し、共有している船舶運行データ

これらのデータの不正取得・使用等を抑止し差止請求権等の民事上の請求権を設け、ひいては日本の産業競争力を維持することを目的としている。

この法改正は2018年5月末にすでに公布されたが、その条文だけをただ読んで解釈が難しいため、実際の運用のためのガイドラインとして『限定提供データに関する指針』<sup>☆2</sup>が2019年1月に経済産業省より公表されている。本稿では、この指針を基に限

定提供データ保護の概要について解説してみたい。

その前にまず、なぜ新規の法改正による保護が必要なのか、つまり現行法ではどこが不十分なのかを説明する。この分野に少し詳しい人であれば、デジタルデータの知的財産を保護する法制度として、著作権法による「データベース」の保護や、すでに同じ不競法の中にある「営業秘密」による規定で保護できないだろうか、と考えるだろう。しかしながら、著作権法にいう「データベースの著作物」とは、キーワードやハイパーリンクといった情報の体系付けを前提としたものであって、ビッグデータの中でも生データ（ファクト・データ）だけをただ大量に集めたような創作性のないデータベースには適用できない。また、「営業秘密」として不競法上の保護を得るためには、「秘密管理性」「有用性」「非公知性」という3つの条件を満たさなければならないが<sup>☆3</sup>、ここで「非公知性」や「秘密管理性」がネックとなる。非公知性とは外部に知られていないことを意味するが、今回対象となる限定提供データは、特定の外部者に提供するものを想定しており、非公知とはいいがたい。そこで、新たに限定提供データという新しい概念が導入された。秘密管理される営業秘密とも区別できるように条文中に工夫がなされている。

<sup>☆1</sup> 経済産業省『不正競争防止法の一部を改正する法律案【不競法等】の概要』<https://www.meti.go.jp/press/2017/02/20180227001/20180227001-2.pdf>より。

<sup>☆2</sup> <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31pd.pdf>

<sup>☆3</sup> この3要件を満たす具体例として「コカコーラの成分表」がある。

限定提供データとはどのようなものだろうか。改正後の不競法は、限定提供データを「業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（秘密として管理されているものを除く。）」と定義している<sup>☆4</sup>。つまり限定提供データとみなされるためには、[1] 限定提供性、[2] 相当蓄積性、[3] 電磁的管理性 という3要件を満たすことが必要である。先に示した営業秘密の場合の3要件と比べてみると違いが分かりやすいであろう。

ガイドラインを基に、この3要件を具体的に解説する。

#### [1] 限定提供性

相手を限定して提供するわけであるから、最初から相手方を特定・限定せずに無償で広く提供されているオープンなデータは対象にならない<sup>☆5</sup>。特定の者への提供とは、

- 会費を払えば誰でも提供を受けられるデータについて、会費を払って提供を受ける者
- 資格を満たした者のみが参加する、データを共有するコンソーシアムに参加する者

などへ提供することを意味する。

#### [2] 相当蓄積性

相当蓄積性を満たすデータ的具体例としてガイドラインには、

- 携帯電話の位置情報を全国エリアで蓄積している事業者が、特定エリア（例：霞ヶ関エリア）単位で抽出し販売している場合、その特定エリア分のデータについても、電磁的方法により蓄積されていることによって取引上の価値を有していると考えられるデータ
- 大量に蓄積している過去の気象データから、労力・時間・費用等を投じて台風に関するデータを抽出・解析することで、特定地域の台風に関する傾向を

まとめたデータなどが挙げられている。

#### [3] 電磁的管理性

最後に電磁的管理性であるが、これはそれほど複雑な意味ではなく、データの管理に関してはID・パスワードやICカードキー、あるいは生体認証などのアクセス制御がなされていることが必要だというものである。さらには、対象者以外は利用できない専用回線を用いる場合なども想定できる。こちらの具体例に関しては、電磁的管理性に該当しない場合として紹介されているものを示した方がむしろ分かりやすいであろう。

- DVDで提供されているデータについて、当該データの閲覧はできるが、コピーができないような措置が施されている場合が該当しない例になる。つまりCSS（Content Scrambling System）は該当外となる。

ビッグデータの内でこれらの条件を満たすものが限定提供データとなるわけだが、この法律は不公正な競争を禁止するための法律なので、この限定提供データをアンフェアな使い方をしたり、不正な利益を得たりまたは相手方に害をなしたりした場合<sup>☆6</sup>に不正競争行為と扱われるということこそが、法改正の肝心の部分である。しかしながら、この不正競争行為の類型は法律の専門用語が多用されていてかなり分かりづらい。そこで、ここでは指針中にある図を掲示するまでにとどめておきたい（次ページ図-1）。かなりおおざっぱな言い方になるが一言でまとめると「ズルをして限定提供データを手に入れたり、人に渡してはダメ！それは不正競争行為です！」ということである。より詳細を知りたい場合は、指針本文もしくは、指針の概要を示したスライドシート<sup>☆7</sup>が併せて公開されているので、そちらを参照するとよいで

☆4 2条7項。

☆5 また、法律用語でいう「業として」とは営利事業を指すのではなく、反復継続して行われる行為のことであり、非営利活動も含むことを留意しておくべき。

☆6 「図利加害行為」という。

☆7 <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31pdoutline.pdf>

あろう。

今回の法改正では刑事罰は設定されていないので、刑が科せられることはない。しかし不正競争行為が成立すれば、そのことにより民事上の差止請求や損害賠償の請求が可能になる。法改正後は、ビッグデータの扱いはこのガイドラインに沿って注意して行う必要がある。また、過去に営業秘密に関する規定が不競法に導入されたときも、当初は刑事罰が設けられていなかった。しかし、その後の度重なる法改正

で徐々に重い刑罰が科されるようになってきている。限定提供データに関しても同じ経緯をたどる可能性は十分にある。

(2019年4月25日受付)

■須川賢洋（正会員） masahiro@jura.niigata-u.ac.jp

新潟大学法学部助教。修士(法学)。専門:サイバー法。コンピュータ犯罪、デジタル知的財産、情報セキュリティ制度など先端技術と法律の関係を中心に研究。本会「電子化知的財産と社会基盤(EIP)研究会」運営委員(前幹事)。

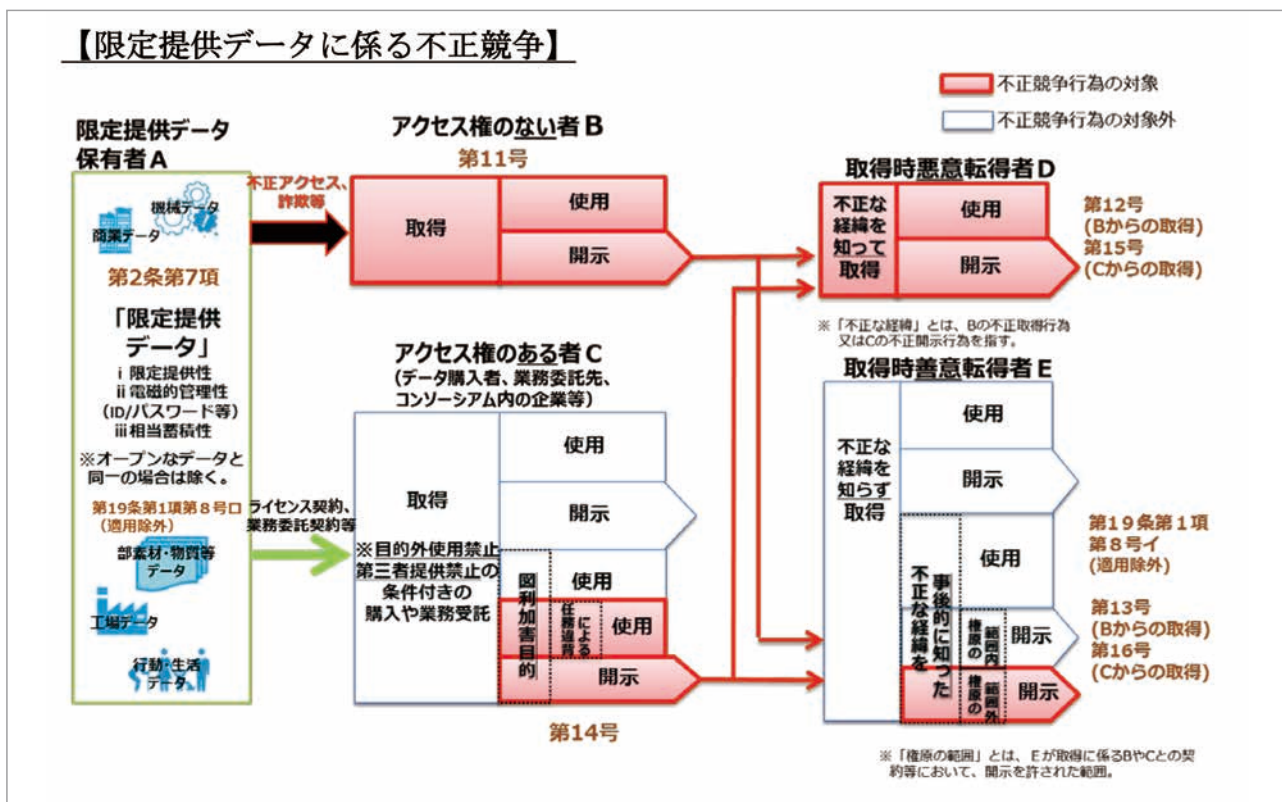


図-1 限定提供データに係る不正競争（経済産業省『限定提供データに関する指針』5ページより）